

平成 31 年 第 1 回
さくら市議会定例会議案書

付 議 事 件

第 1 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	さくら市瀧澤家住宅設置条例の制定について	市 長	No. 1 P 1
2	さくら市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定について	〃	P 7
3	さくら市税条例等の一部改正について	〃	P 10
4	さくら市国民健康保険税条例の一部改正について	〃	P 13
5	さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃	P 14
6	さくら市氏家駅広場条例の一部改正について	〃	P 18
7	平成 30 年度さくら市一般会計補正予算（第 7 号）	〃	P 19
8	平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）	〃	P 53
9	平成 30 年度さくら市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃	P 71
10	平成 30 年度さくら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃	P 89
11	平成 30 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	〃	P 99
12	平成 30 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	〃	P115
13	平成 30 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	〃	P131
14	2019 年度さくら市一般会計予算	〃	No. 2 P 1
15	2019 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計予算	〃	P189
16	2019 年度さくら市国民健康保険特別会計予算	〃	P211

番号	事 件 名	提案者	ページ
17	2019年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算	市長	No. 2 P239
18	2019年度さくら市介護保険特別会計予算	〃	P257
19	2019年度さくら市水道事業会計予算	〃	P291
20	2019年度さくら市下水道事業会計予算	〃	P315
報告 1	専決処分事項の報告について（喜連川中学校大規模改修工事請負契約の変更）	〃	P337
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	P339

議案第 1 号

さくら市瀧澤家住宅設置条例の制定について

さくら市瀧澤家住宅設置条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 21 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市瀧澤家住宅設置条例

(設置)

第 1 条 市が管理する文化財の利活用を推進することにより、郷土の歴史及び文化に対する市民の関心を高め、もって市民の教養、学術及び文化の振興に寄与するため、さくら市瀧澤家住宅(以下「瀧澤家住宅」という。)を設置する。

(位置)

第 2 条 瀧澤家住宅の位置は、さくら市櫻野 1365 番地とする。

(事業)

第 3 条 瀧澤家住宅は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化財を保存及び管理(以下「保管」という。)し、又は展示すること。
- (2) 瀧澤家住宅の設置の目的(第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。)に沿った展覧会、講演会、講習会等を開催すること。
- (3) 瀧澤家住宅の設置の目的に沿った集会、展示等(以下「集会、展

示等」という。)を行うために瀧澤家住宅の施設及び設備(以下「施設等」という。)を提供すること。

(4) 前3号に掲げる事業のほか、さくら市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要と認める事業

(利用の許可)

第4条 集会、展示等を行うために施設等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をする場合において、瀧澤家住宅の保管上必要な条件を付することができる。

3 前2項の規定は、利用許可に係る事項の変更について準用する。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、利用許可を受けようとする者の当該利用の内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、利用許可をしない。

(1) 瀧澤家住宅の設置の目的に反するとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 瀧澤家住宅の施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が瀧澤家住宅の保管上支障があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第7条 利用者は、当該利用の際に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合又は瀧澤家住宅の保管上特に必要があると認める場合は、当該利用許可に係る条件(第4条第2項の規定により付する条件をいう。以下この条において同じ。)を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該利用許可を取り消すこと(以下「取消し等」という。)ができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により利用許可を受けたとき。

(3) 条件に従わないとき。

2 前項の規定による取消し等により当該利用者に損害が生じた場合においても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 瀧澤家住宅の施設等のうち別表第1に掲げるものの利用者は、同表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 前項の場合において、利用者が市内に住所を有しない者である場合は、当該使用料の額は、前項に規定する額に100分の150を乗じて得た額とする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、前条の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の一部を減額し、又は免除することができる。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校及び同法第124条の専修学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者等、同法第24条の2第1項の指定障害児入所施設等及び同法第39条第1項の保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項の認定こども園で市内にあるもの

(2) 国又は地方公共団体

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が使用料を減免することについて特別の理由があると認める者

(使用料の不還付)

第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、当該使用料の納付に係る施設等の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 施設等の保管上特に必要があるため、教育委員会が利用許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用料を還付することについて特別の理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等の原状への回復又は搬入した物件の撤去（次項において「回復等」という。）をしなければならない。取消し等をされた利用者についても、同様とする。

2 利用者が回復等をしないときは、教育委員会において回復等をする。この場合において、当該回復等に要した費用は、当該利用者の負担とする。

(観覧料)

第13条 瀧澤家住宅を観覧しようとする者（以下「入館者」という。）は、別表第2に掲げる観覧料を納付しなければならない。ただし、入館者が幼児、児童、生徒又は学生である場合は、当該観覧料を徴しない。

(観覧料の減免)

第14条 市長は、前条の規定にかかわらず、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の額から当該各号に掲げる額を減額し、又は免除することができる。

(1) 教育課程に基づく教育活動の一環として、さくら市立学校の設置に関する条例（平成17年さくら市条例第89号）第2条のさくら市立学校に在学する児童又は生徒を引率する者 観覧料の全部の額

(2) 市内に居住する者のうち次のいずれかに該当するもの 観覧料の全部の額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

ウ 栃木県療育手帳交付規則（平成12年栃木県規則第23号）第2条の規定により療育手帳の交付を受けた者

(3) 市又は教育委員会が主催する施設等の見学会に参加することによ

り観覧する者 観覧料の全部の額

(4) 利用者又は利用者が行う集会、展示等に参加することにより観覧する者 観覧料の全部の額

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が観覧料を減免することについて特別の理由があると認める者 観覧料の全部の額又は2分の1に相当する額

(損害賠償の義務)

第15条 利用者又は入館者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、瀧澤家住宅の管理を同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定による指定管理者の指定の手続については、さくら市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年さくら市条例第181号）及びさくら市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年さくら市規則第158号）の定めるところによる。

(指定管理者の業務)

第17条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条に掲げる事業を実施する業務

(2) 瀧澤家住宅の利用及び当該利用の制限に関する業務

(3) 施設等の保管に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 第4条、第5条、第7条、第8条、第10条、第12条、第14条及び第15条の規定は、前条第1項の規定による指定管理者の指定をした場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」又は「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 18 条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に瀧澤家住宅の管理を行わなければならない。
(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。
附 則

この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

別表第 1 (第 9 条関係)

施設名	使用料の額
和室 1	1 日当たり 500 円
和室 2	1 日当たり 500 円
イベントスペース	1 日当たり 1,000 円

別表第 2 (第 13 条関係)

個人	団体 (20 人以上)
100 円	1 人当たり 60 円

議案第2号

さくら市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定について

さくら市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 21 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔の健康が市民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、市民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による歯及び口腔の健康の保持（以下「歯及び口腔の健康づくり」という。）の推進に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、当該施策を総合的に推進し、もって市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯及び口腔の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取り組みを行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療

を受けることを促進すること。

(2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯及び口腔の健康づくりを推進すること。

(3) 保健、医療、福祉、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯及び口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に関し、国及び栃木県との連携を図りつつ、市の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、歯及び口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯及び口腔の健康づくりに努めるものとする。

(歯科医師等の責務)

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務(以下「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、基本理念にのっとり、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、市が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(保健、医療、福祉、教育等に携わる者の役割)

第6条 保健、医療、福祉、教育等に携わる者は、基本理念にのっとり、相互の有機的な連携を図るとともに、市が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者(法令等に基づき市民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者)は、基本理念にのっとり、市が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第 8 条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を講ずるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発を行うこと。
- (2) 市民が定期的に歯科に係る検診を受けること又は必要に応じて歯科保健指導を受けることを勧奨すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを促進するために必要な措置を講ずること。

(基本計画)

第 9 条 市長は、前条の基本的施策を総合的に実施するための計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。この場合において、市長は、健康増進計画（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項に規定する市町村健康増進計画をいう。以下同じ。）を定めたときは、当該健康増進計画をもって基本計画に代えることができる。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりの意義及び目標に関する事項
- (2) 歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、市が総合的かつ計画的に講ずるべき施策に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する重要事項

3 基本計画は、健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければならない。

4 市長は、第 1 項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第 10 条 市は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 号

さくら市税条例等の一部改正について

さくら市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 21 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市税条例等の一部を改正する条例

(さくら市税条例の一部改正)

第1条 さくら市税条例(平成17年さくら市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第90条第1項第1号中「いう。)」の次に「又は精神に著しい障害を有する者で規則で定めるもの(以下「精神障害者」という。)」を、「当該身体障害者」の次に「又は精神障害者(以下「身体障害者等」という。)」を加え、同項第2号中「若しくは精神に著しい障害を有する者で規則で定めるもの(以下「精神障害者」という。)又は当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)」を「等若しくは当該身体障害者等」に改める。

(さくら市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さくら市税条例等の一部を改正する条例(平成29年さくら市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中さくら市税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定を次のように改める。

附則第 15 条の次に次の 8 条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 15 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

第 15 条の 2 の 2 市長は、当分の間、第 81 条の 2 の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除)

第 15 条の 2 の 3 市長は、当分の間、県知事が自動車税の環境性能割を免除する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を免除する。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第 15 条の 3 市長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除及び減免に係る申請の特例)

第 15 条の 3 の 2 附則第 15 条の 2 の 3 の規定により軽自動車税の環境性能割の免除を受けようとする者は、県の自動車税の環境性能割の免除の例により、申請書を県知事に提出しなければならない。

2 前条の規定により軽自動車税の環境性能割の減免を受けようとする者は、県の自動車税の環境性能割の減免の例により、申請書を県知事に提出しなければならない。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第 15 条の 4 第 81 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第 15 条の 5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付す

る。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 15 条の 6 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4(第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第 1 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後のさくら市税条例第 90 条の規定は、平成 31 年度以後の年度分の軽自動車税の減免について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税の減免については、なお従前の例による。

議案第4号

さくら市国民健康保険税条例の一部改正について

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さくら市国民健康保険税条例（平成17年さくら市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第21条中「54万円」を「58万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のさくら市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 5 号

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部改正について

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 21 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例（平成 24 年さくら市条例第 22 号）の一部を次のよ
うに改正する。

目次中「第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員
、設備及び運営に関する基準」を
「第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第 59 条の 20
の 2・第 59 条の 20 の 3）
第 6 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及
び運営に関する基準」に
改める。

第 1 条中「いう。）」の次に「第 78 条の 2 の 2 第 1 項各号並びに」を
加える。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第 78 条の 2 の 2 第 1 項の申請に係る法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第 59 条の 9 第 4 号及び第 59 条の 10 第 5 項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第 3 章の 2 中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第 59 条の 20 の 2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この節において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。))第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下この条において「指定通所支援基準」という。))第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第 4 条に規定する指定児童発達支援をいう。第 1 号において同じ。))を提供する事業者を除く。))及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第 66 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第 65 条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。))を提供する事業者を除く。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第 78 条第 1

項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただ

し書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第61条中「をいう。)」を「をいう。以下同じ。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

さくら市氏家駅広場条例の一部改正について

さくら市氏家駅広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 21 日提出

さくら市長 花塚 隆志

さくら市条例第 号

さくら市氏家駅広場条例の一部を改正する条例

さくら市氏家駅広場条例（平成 17 年さくら市条例第 156 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 条第 2 項の規定による許可の項使用料の欄を次のように改める。

1 時間あたり	500 円	1 日あたり	5,000 円を限度
---------	-------	--------	------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に使用の許可の申請がされている同日以後の広場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 7 号

平成 30 年度さくら市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 30 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 億 5,896 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 186 億 2,680 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成 31 年 2 月 21 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
9 地 方 特 例 交 付 金			
		1 地 方 特 例 交 付 金	
10 地 方 交 付 税			
		1 地 方 交 付 税	
14 国 庫 支 出 金			
		1 国 庫 負 担 金	
		2 国 庫 補 助 金	
15 県 支 出 金			
		1 県 負 担 金	
		2 県 補 助 金	
16 財 産 収 入			
		1 財 産 運 用 収 入	
		2 財 産 売 払 収 入	
18 繰 入 金			
		1 特 別 会 計 繰 入 金	
		2 基 金 繰 入 金	
19 繰 越 金			
		1 繰 越 金	
21 市 債			
		1 市 債	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
30,000	12,301	42,301
30,000	12,301	42,301
3,997,091	△275,032	3,722,059
3,997,091	△275,032	3,722,059
2,042,260	△36,657	2,005,603
1,755,363	2,196	1,757,559
276,264	△38,853	237,411
1,194,921	△25,106	1,169,815
702,560	△722	701,838
396,086	△24,384	371,702
166,664	48	166,712
44,458	2,788	47,246
122,206	△2,740	119,466
1,093,039	△990,868	102,171
2	31,169	31,171
1,093,037	△1,022,037	71,000
493,782	1,019,154	1,512,936
493,782	1,019,154	1,512,936
1,222,800	△162,800	1,060,000
1,222,800	△162,800	1,060,000
19,085,761	△458,960	18,626,801

歳 出

款	項
2 総務費	1 総務管理費
	4 選挙費
3 民生費	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛生費	1 保健衛生費
	2 清掃費
6 農林水産業費	1 農業費
7 商工費	1 商工費
8 土木費	1 土木管理費
	2 道路橋梁費
	3 都市計画費
	4 住宅費
10 教育費	1 教育総務費
	2 小学校費
	4 幼稚園費
	5 社会教育費
	6 保健体育費
	3 文教施設災害復旧費
11 災害復旧費	3 文教施設災害復旧費
12 公債費	1 公債費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,877,620	△9,714	1,867,906
1,386,252	1,630	1,387,882
52,940	△11,344	41,596
5,967,457	△8,738	5,958,719
2,433,242	△28,984	2,404,258
2,917,220	20,246	2,937,466
3,037,688	△275,032	2,762,656
599,372	0	599,372
2,438,316	△275,032	2,163,284
695,243	△27,233	668,010
688,119	△27,233	660,886
972,005	△4,282	967,723
972,005	△4,282	967,723
1,628,385	△115,588	1,512,797
136,997	△6,207	130,790
612,819	△56,000	556,819
826,747	△53,381	773,366
51,822	0	51,822
2,091,956	6,627	2,098,583
388,507	427	388,934
318,818	0	318,818
122,901	6,200	129,101
430,883	0	430,883
472,298	0	472,298
41,500	0	41,500
30,000	0	30,000
1,794,518	△25,000	1,769,518
1,794,518	△25,000	1,769,518
19,085,761	△458,960	18,626,801

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農村公園等維持管理事業	2,710
6 農林水産業費	1 農業費	総合交流ターミナル施設維持管理事業	8,500
8 土木費	1 土木管理費	木造住宅耐震改修事業	800
8 土木費	2 道路橋梁費	道路改良事業	31,414
8 土木費	2 道路橋梁費	市道U1-10号道路改良事業	4,574
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁維持事業	13,500

第 3 表 債務負担行為補正

変更

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
氏家児童センター 指定管理業務委託	2018年度から 2021年度まで	110,500
上松山児童センター 指定管理業務委託	2018年度から 2020年度まで	62,500

第4表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業出資債	千円 5,900	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	千円 14,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
駅前交流拠点施設維持管理事業費	2,200				0			
市道整備事業費	312,800				184,400			
公営住宅除却費	6,300				0			
鬼怒川河川公園整備事業費	4,900				0			
公立学校施設災害復旧事業費	30,000				0			

平成30年度さくら市一般会計補正予算
(第7号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
9	地方特例交付金	30,000
10	地方交付税	3,997,091
14	国庫支出金	2,042,260
15	県支出金	1,194,921
16	財産収入	166,664
18	繰入金	1,093,039
19	繰越金	493,782
21	市債	1,222,800
歳入合計		19,085,761

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
12,301	42,301	
△275,032	3,722,059	
△36,657	2,005,603	
△25,106	1,169,815	
48	166,712	
△990,868	102,171	
1,019,154	1,512,936	
△162,800	1,060,000	
△458,960	18,626,801	

歳出

款			補正前の額	補正額
2	総務費		1,877,620	△9,714
3	民生費		5,967,457	△8,738
4	衛生費		3,037,688	△275,032
6	農林水産業費		695,243	△27,233
7	商工費		972,005	△4,282
8	土木費		1,628,385	△115,588
10	教育費		2,091,956	6,627
11	災害復旧費		41,500	0
12	公債費		1,794,518	△25,000
歳出合計			19,085,761	△458,960

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
1,867,906	△648		5,898	△14,964	
5,958,719	1,473		△1,000	△9,211	
2,762,656		9,000		△284,032	
668,010	△21,511		△5,850	128	
967,723		△2,200		△2,082	
1,512,797	△41,078	△139,600	△27,000	92,090	
2,098,583			△38,800	45,427	
41,500		△30,000		30,000	
1,769,518				△25,000	
18,626,801	△61,764	△162,800	△66,752	△167,644	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
9	地方特例交付金	30,000	12,301	42,301
	1 地方特例交付金	30,000	12,301	42,301
	1 地方特例交付金	30,000	12,301	42,301

10	地方交付税	3,997,091	△275,032	3,722,059
	1 地方交付税	3,997,091	△275,032	3,722,059
	1 地方交付税	3,997,091	△275,032	3,722,059

14	国庫支出金	2,042,260	△36,657	2,005,603
	1 国庫負担金	1,755,363	2,196	1,757,559
	1 民生費国庫負担金	1,755,363	2,196	1,757,559
	2 国庫補助金	276,264	△38,853	237,411
	5 土木費国庫補助金	98,736	△38,853	59,883

15	県支出金	1,194,921	△25,106	1,169,815
	1 県負担金	702,560	△722	701,838
	1 民生費県負担金	658,144	△722	657,422
	2 県補助金	396,086	△24,384	371,702
	1 総務費県補助金	2,295	△648	1,647
	4 農林水産業費県補助金	188,395	△22,411	165,984
	6 土木費県補助金	2,775	△1,325	1,450

9 地方特例交付金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方特例交付金	12,301	地方特例交付金	12,301

1 地方交付税	△275,032	震災復興特別交付税	△275,032

2 児童福祉費負担金	5,000	子どものための教育・保育給付費国庫負担金 (1/2)	5,000
4 保険基盤安定負担金	△2,805	保険基盤安定負担金 (支援分) (1/2)	△2,805
5 介護保険費負担金	1	低所得者保険料軽減負担金 (過年度分)	1
1 土木費補助金	△38,853	住宅・建築物安全ストック形成事業 (社会資本整備) (1/2) 地方道路整備事業 (社会資本整備)	△2,653 △36,200

3 児童福祉費負担金	2,000	子どものための教育・保育給付費県負担金 (1/4)	2,000
5 保険基盤安定負担金	△2,722	保険基盤安定負担金 (軽減分) (3/4) 保険基盤安定負担金 (支援分) (1/4)	△1,319 △1,403
1 総務管理費補助金	△648	「小さな拠点」づくり支援事業補助金	△648
1 農業費補助金	△21,511	強い農業づくり事業費補助金 担い手への農地集積推進事業 新規就農・経営継承総合支援事業	△9,048 △8,860 △3,603
2 林業費補助金	△900	とちぎ材の家づくり耐震支援事業補助金 (1/1)	△900
1 土木費補助金	△1,325	民間住宅耐震診断助成事業補助金 (1/4) 民間住宅耐震改修助成事業補助金 (1/4)	△125 △1,200

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
16	財産収入	166,664	48	166,712
	1 財産運用収入	44,458	2,788	47,246
	3 債券等運用益	0	2,788	2,788
	2 財産売却収入	122,206	△2,740	119,466
	1 不動産売却収入	121,200	△2,740	118,460

18	繰入金	1,093,039	△990,868	102,171
	1 特別会計繰入金	2	31,169	31,171
	1 介護保険特別会計繰入金	1	26,947	26,948
	2 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	4,222	4,223
	2 基金繰入金	1,093,037	△1,022,037	71,000
	1 財政調整基金繰入金	455,237	△455,237	0
	2 減債基金繰入金	500,000	△500,000	0
	3 公共施設等整備基金繰入金	66,800	△66,800	0

19	繰越金	493,782	1,019,154	1,512,936
	1 繰越金	493,782	1,019,154	1,512,936
	1 繰越金	493,782	1,019,154	1,512,936

21	市債	1,222,800	△162,800	1,060,000
	1 市債	1,222,800	△162,800	1,060,000
	2 衛生債	5,900	9,000	14,900
	4 商工債	2,200	△2,200	0
	5 土木債	353,000	△139,600	213,400

節		説明	
区分	金額		
1 債券等売却益	2,788	債券等売却益	2,788
1 土地売却収入	△5,850	市有地売却収入	△5,850
3 藤原部分林立木売却収入	3,110	藤原部分林立木売却収入	3,110

1 介護保険特別会計繰入金	26,947	介護保険特別会計繰入金	26,947
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	4,222	後期高齢者医療特別会計繰入金	4,222
1 財政調整基金繰入金	△455,237	財政調整基金繰入金	△455,237
1 減債基金繰入金	△500,000	減債基金繰入金	△500,000
1 公共施設等整備基金繰入金	△66,800	公共施設等整備基金繰入金	△66,800

1 繰越金	1,019,154	前年度繰越金	1,019,154

1 水道事業出資債	9,000	水道事業出資債	9,000
1 駅前交流拠点施設維持管理事業債	△2,200	駅前交流拠点施設維持管理事業費	△2,200
1 市道整備事業債	△128,400	市道整備事業費	△128,400

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
		8 災害復旧事業債	38,500	△30,000	8,500

節		説 明	
区 分	金 額		
2 公営住宅除却債	△6,300	公営住宅除却費	△6,300
3 鬼怒川河川公園整備事業債	△4,900	鬼怒川河川公園整備事業費	△4,900
2 文教施設災害復旧事業債	△30,000	公立学校施設災害復旧事業費	△30,000

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	1,877,620	△9,714	1,867,906	△648		5,898	△14,964	
	1 総務管理費	1,386,252	1,630	1,387,882	△648		5,898	△3,620	
	2 文書広報費	16,248	△500	15,748				△500	
	5 財産管理費	124,335	3,111	127,446			3,110	1	
	7 企画費	159,859	3,834	163,693				3,834	
	8 基金費	6,645	12,973	19,618			2,788	10,185	
	9 情報処理費	164,127	△10,390	153,737				△10,390	
	13 地方創生推進費	89,280	△7,398	81,882	△648			△6,750	
	4	選挙費	52,940	△11,344	41,596				△11,344
		3 さくら市議会議員選挙費	39,631	△14,371	25,260				△14,371
	4 栃木県議会	4,268	3,027	7,295				3,027	

2 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
13 委託料	△500	○ホームページ管理運営事業 業務委託料	△500 △500
25 積立金	3,111	○財産管理事務 基金積立金	3,111 3,111
19 負担金、補助 及び交付金	△3,903	○生活路線バス補助事業 補助金	△3,903 △3,903
25 積立金	7,737	○桜の郷づくり事業 基金積立金	7,737 7,737
25 積立金	12,973	○基金積立事業 基金積立金	12,973 12,973
12 役務費	△3,000	○庁内業務情報システム管理事業	△10,000
13 委託料	△2,090	通信運搬費 業務委託料	△3,000 △2,000
14 使用料及び 賃借料	△5,300	賃借料 ○総合行政ネットワーク (LGWAN) 管理事業 業務委託料 賃借料	△5,000 △390 △90 △300
1 報酬	△2,324	○地域の資源・課題の把握・分析事業 業務委託料	△1,296 △1,296
9 旅費	△319	○地域おこし協力隊員募集事業 普通旅費	△1,386 △140
11 需用費	△427	消耗品費 印刷製本費	△35 △50
13 委託料	△2,457	業務委託料 ○地域おこし協力隊活動事業	△1,161 △4,716
14 使用料及び 賃借料	△1,776	その他非常勤職員報酬 普通旅費 消耗品費	△2,324 △179 △172
19 負担金、補助 及び交付金	△95	燃料費 賃借料 負担金	△170 △1,776 △95
3 職員手当等	△478	○さくら市議会議員選挙費 時間外勤務手当	△14,371 △478
12 役務費	△131	通信運搬費 交付金	△131 △13,762
19 負担金、補助 及び交付金	△13,762		
1 報酬	121	○栃木県議会議員選挙費	3,027

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
議員選挙費							

3		民生費	5,967,457	△8,738	5,958,719	1,473		△1,000	△9,211
	1	社会福祉費	2,433,242	△28,984	2,404,258	△5,527			△23,457
		1 社会福祉総務費	1,470,018	△19,356	1,450,662				△19,356
		2 国民健康保険費	298,949	△9,715	289,234	△5,527			△4,188
		5 介護保険費	468,362	87	468,449				87
		2	児童福祉費	2,917,220	20,246	2,937,466	7,000		△1,000
	1	1 児童福祉総務費	1,098,509	20,246	1,118,755	7,000			13,246
	3	3 保育園費	547,102	0	547,102			△1,000	1,000

4		衛生費	3,037,688	△275,032	2,762,656		9,000		△284,032
---	--	-----	-----------	----------	-----------	--	-------	--	----------

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	166	その他非常勤職員報酬 121 時間外勤務手当 166
7 賃 金	8	臨時雇賃金 8 食糧費 29
11 需用費	138	印刷製本費 109 通信運搬費 977
12 役 務 費	1,088	手数料 111 業務委託料 58
13 委 託 料	58	使用料 223 賃借料 20
14 使用料及び賃借料	243	庁用器具費 1,205
18 備品購入費	1,205	

19 負担金、補助及び交付金	△19,356	○後期高齢者医療費負担金 △17,227 △17,227 ○後期高齢者医療広域連合負担金 △2,129 △2,129
28 繰 出 金	△9,715	○国民健康保険特別会計繰出金 △9,715 他会計繰出金 △9,715
23 償還金、利子及び割引料	87	○低所得者利用者負担対策事業償還金 60 60 ○低所得者保険料軽減負担金事業償還金 27 27
13 委 託 料	11,347	○民間保育園事業 14,100 業務委託料 8,700
19 負担金、補助及び交付金	△1,400	負担金 5,400 ○管外保育園保育事業 500 負担金 500
23 償還金、利子及び割引料	10,299	○児童館管理運営事業 2,647 業務委託料 2,647 ○子ども子育て支援推進事業 10,299 償還金 10,299 ○地域型保育事業 △7,300 負担金 △7,300
		(財源更正)

--	--	--

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	1	保健衛生費	599,372	0	599,372		9,000		△9,000
		1 保健衛生総務費	303,452	0	303,452		9,000		△9,000
	2	清掃費	2,438,316	△275,032	2,163,284				△275,032
		1 清掃総務費	2,438,316	△275,032	2,163,284				△275,032

6		農林水産業費	695,243	△27,233	668,010	△21,511		△5,850	128
	1	農業費	688,119	△27,233	660,886	△21,511		△5,850	128
		3 農業振興費	162,133	△21,511	140,622	△21,511			
	5 農地費	168,064	△5,722	162,342				△5,722	
	7 農業構造改善費	161,848	0	161,848			△5,850	5,850	

7		商工費	972,005	△4,282	967,723		△2,200		△2,082
	1	商工費	972,005	△4,282	967,723		△2,200		△2,082
		3 観光費	75,124	△4,282	70,842		△2,200		△2,082

8		土木費	1,628,385	△115,588	1,512,797	△41,078	△139,600	△27,000	92,090
	1	土木管理費	136,997	△6,207	130,790	△4,878			△1,329
		1 土木総務費	136,997	△6,207	130,790	△4,878			△1,329
	2	道路橋梁費	612,819	△56,000	556,819	△36,200	△128,400	△24,000	132,600
		1 道路維持費	235,400	0	235,400		△9,000	△24,000	33,000

節		説明
区分	金額	
		(財源更正)
19 負担金、補助 及び交付金	△275,032	○清掃費各種負担金 負担金 △275,032 △275,032

19 負担金、補助 及び交付金	△21,511	○新規就農・経営継承総合支援事業 交付金 △3,603 △3,603 ○担い手への農地集積推進事業 交付金 △8,860 △8,860 ○強い農業づくり交付金事業 補助金 △9,048 △9,048
28 繰 出 金	△5,722	○農業集落排水事業特別会計繰出金 他会計繰出金 △5,722 △5,722
		(財源更正)

15 工 事 請 負 費	△4,282	○駅前交流拠点施設維持管理事業 工事請負費 △4,282 △4,282
--------------	--------	--

19 負担金、補助 及び交付金	△6,207	○木造住宅耐震診断事業 補助金 △507 △507 ○木造住宅耐震改修事業 補助金 △5,700 △5,700
		(財源更正)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	2 道路建設改良費	348,419	△56,000	292,419	△36,200	△119,400		99,600
3	都市計画費	826,747	△53,381	773,366		△4,900	△3,000	△45,481
	1 都市計画総務費	692,331	△53,381	638,950				△53,381
	2 街路事業費	6,243	0	6,243			△3,000	3,000
	3 公園費	128,173	0	128,173		△4,900		4,900
	4	住宅費	51,822	0	51,822		△6,300	
	2 住宅建設費	29,515	0	29,515		△6,300		6,300

10	教育費	2,091,956	6,627	2,098,583			△38,800	45,427	
	1	教育総務費	388,507	427	388,934				427
		2 事務局費	379,098	427	379,525				427
	2	小学校費	318,818	0	318,818			△7,200	7,200
		1 学校管理費	212,196	0	212,196			△7,200	7,200
	4	幼稚園費	122,901	6,200	129,101				6,200
		1 幼稚園費	122,901	6,200	129,101				6,200
	5	社会教育費	430,883	0	430,883			△15,700	15,700
		6 公民館費	83,590	0	83,590			△10,900	10,900
		7 図書館費	100,403	0	100,403			△2,900	2,900
		8 博物館費	99,679	0	99,679			△1,900	1,900
	6	保健体育費	472,298	0	472,298			△15,900	15,900
		2 体育施設費	175,812	0	175,812			△15,900	15,900

11	災害復旧費	41,500	0	41,500		△30,000		30,000
	3 文教施設災	30,000	0	30,000		△30,000		30,000

節		説明
区分	金額	
15 工事請負費	△56,000	○市道U1-10号道路改良事業 工事請負費 △56,000 △56,000
28 繰出金	△53,381	○公共下水道事業特別会計繰出金 他会計繰出金 △119,138 △119,138 ○区画整理事業特別会計繰出金 他会計繰出金 65,757 65,757
		(財源更正)
		(財源更正)
		(財源更正)

19 負担金、補助 及び交付金	427	○小中学校特別活動補助事業 補助金 427 427
		(財源更正)
19 負担金、補助 及び交付金	6,200	○幼稚園事業 負担金 6,200 6,200
		(財源更正)
		(財源更正)
		(財源更正)
		(財源更正)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	害復旧費							
	1 公立学校施設災害復旧費	30,000	0	30,000		△30,000		30,000

12		公債費	1,794,518	△25,000	1,769,518				△25,000
	1	公債費	1,794,518	△25,000	1,769,518				△25,000
		2 利子	125,518	△25,000	100,518				△25,000

節		説明
区分	金額	
		(財源更正)

23 償還金、利子 及び割引料	△25,000	○市債償還利子 利子及び割引料	△25,000 △25,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
16-農道整備事業	563,346	平成29年度	561,277	平成30年度	2,069				2,069
16-農業経営基盤強化資金利子補給	2,265	平成29年度	2,238	平成30年度 平成33年度	27				27
17-農業経営基盤強化資金利子補給	253	平成29年度	237	平成30年度 平成36年度	16				16
25-災害条例資金利子補給	105	平成29年度	81	平成30年度 平成32年度	24	12			12
26-防犯灯LED化業務委託	72,000	平成29年度	24,000	平成30年度 平成35年度	48,000				48,000
26-家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託 [可燃ごみ・資源物(氏家地区1)]	116,598	平成29年度	69,874	平成30年度 平成31年度	46,724			41,114	5,610
26-家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託 [可燃ごみ・資源物(氏家地区2)]	127,808	平成29年度	76,592	平成30年度 平成31年度	51,216			45,068	6,148
26-家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託 [可燃ごみ・資源物(喜連川地区)]	173,594	平成29年度	104,030	平成30年度 平成31年度	69,564			61,214	8,350
26-家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託 [不燃・粗大ごみ(喜連川地区)]	23,607	平成29年度	14,147	平成30年度 平成31年度	9,460			8,324	1,136
26-喜連川小学校スクールバス運行業務委託	195,000	平成29年度	117,000	平成30年度 平成31年度	78,000				78,000
26-さくら市図書館指定管理業務委託	450,000	平成29年度	270,000	平成30年度 平成31年度	180,000				180,000
27-会議録等作成業務委託	20,000	平成29年度	8,000	平成30年度 平成32年度	12,000				12,000
27-私立保育所等防犯カメラ設置費補助事業	1,095	平成29年度	540	平成30年度 平成32年度	555				555

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度未までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
27-氏家中学校給食調理業務委託	107,000	平成29年度	48,000	平成30年度 平成31年度	59,000				59,000
28-氏家小学校・押上小学校・上松山小学校・南小学校給食調理業務委託	249,000	平成29年度	83,000	平成30年度 平成31年度	166,000				166,000
28-さくら市営駐車場指定管理委託	30,000	平成29年度	6,000	平成30年度 平成33年度	24,000			24,000	0
28-さくら市喜連川社会福祉センター指定管理業務委託	10,036	平成29年度	1,985	平成30年度 平成33年度	8,051				8,051
28-さくら市生きがいセンター指定管理業務委託	2,620	平成29年度	518	平成30年度 平成33年度	2,102				2,102
28-さくら市氏家福祉センター指定管理業務委託	24,510	平成29年度	4,889	平成30年度 平成33年度	19,621				19,621
28-総合交流ターミナル管理業務委託	202,100	平成29年度	39,000	平成30年度 平成33年度	163,100				163,100
28-さくら市温泉浴場(第1、第2)管理業務委託	97,100	平成29年度	18,000	平成30年度 平成33年度	79,100				79,100
29-特別企画展開催事業業務委託	4,000			平成30年度	4,000				4,000
29-総合健康診査業務委託	305,000			平成30年度 平成32年度	305,000				305,000
29-広島平和記念式典中学生派遣事業	1,050			平成30年度	1,050				1,050
29-喜連川児童センター指定管理業務委託	172,205			平成30年度 平成34年度	172,205	54,924			117,281
29-道路管理業務委託(市道U1-1号外)	25,000			平成30年度	25,000				

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
29-道路管理業務委託 (市道K1001号外)	25,000			平成30年度	25,000				
30-例規データ作成更新業務委託	1,728			平成30年度 平成31年度	1,728				1,728
30-広島平和記念式典 中学生派遣事業	1,050			平成30年度 平成31年度	1,050				1,050
30-南小学童保育センター 指定管理業務委託	62,450			平成30年度 平成33年度	62,450	34,784			27,666
30-農業振興地域整備 計画策定業務委託	1,642			平成30年度 平成31年度	1,642				1,642
30-道路管理業務委託 (市道U1-1号外)	27,000			平成30年度 平成31年度	27,000				27,000
30-道路管理業務委託 (市道K1001号外)	27,000			平成30年度 平成31年度	27,000				27,000
30-氏家児童センター 指定管理業務委託	110,500			平成31年度 平成33年度	110,500	44,200			66,300
30-上松山児童センター 指定管理業務委託	62,500			平成31年度 平成32年度	62,500	25,000			37,500

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	15,979,480	15,316,976	1,221,600	1,656,171	14,882,405
(1) 総務	5,955,316	5,908,402	619,100	674,947	5,852,555
(2) 民生	679,017	583,856	0	73,858	509,998
(3) 衛生	226,588	304,001	14,900	19,020	299,881
(4) 農林水産	1,023,167	907,880	25,000	137,310	795,570
(5) 商工	385	0	0	0	0
(6) 土木	3,691,283	3,396,933	284,000	385,173	3,295,760
(7) 消防	700,060	694,429	86,300	47,872	732,857
(8) 教育	3,703,664	3,521,475	192,300	317,991	3,395,784
2 災害復旧費	5,357	4,915	8,500	446	12,969
(1) 公共土木施設	1,957	1,515	8,500	446	9,569
(2) 農林水産業施設	3,400	3,400	0	0	3,400
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	15,984,837	15,321,891	1,230,100	1,656,617	14,895,374

議案第 8 号

平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業
特別会計補正予算（第 4 号）

平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,718 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2,442 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の追加、変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 31 年 2 月 21 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
2 財 産 収 入	
	1 財 産 売 払 収 入
3 繰 入 金	
	1 他 会 計 繰 入 金
4 繰 越 金	
	1 繰 越 金
6 市 債	
	1 市 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
214,500	△115,026	99,474
214,500	△115,026	99,474
71,320	65,757	137,077
71,320	65,757	137,077
40,000	34,988	74,988
40,000	34,988	74,988
165,700	△52,900	112,800
165,700	△52,900	112,800
491,610	△67,181	424,429

歳 出

款	項
1 土 地 区 画 整 理 事 業 費	1 土 地 区 画 整 理 事 業 費
2 災 害 復 旧 費	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
268,847	△67,181	201,666
268,847	△67,181	201,666
46,000	0	46,000
46,000	0	46,000
491,610	△67,181	424,429

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	土木施設災害復旧事業	29,500

第3表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
調整池洪水吐法面 復旧事業費	34,500	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上阿久津台地土地 区画整理事業費	千円 119,700	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	千円 78,300	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
土木施設災害復旧 事業費	46,000				0			

平成30年度氏家都市計画事業上阿久津台地
土地区画整理事業特別会計補正予算
(第4号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款				補正前の額
2	財	産	取入	214,500
3	繰	入	入金	71,320
4	繰	越	入金	40,000
6	市		債	165,700
		歳入	合計	491,610

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
△115,026	99,474	
65,757	137,077	
34,988	74,988	
△52,900	112,800	
△67,181	424,429	

歳出

款	補正前の額	補正額
1 土地区画整理事業費	268,847	△67,181
2 災害復旧費	46,000	0
歳出合計	491,610	△67,181

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
201,666		△41,400	△115,026	89,245	
46,000		△11,500		11,500	
424,429		△52,900	△115,026	100,745	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
2	財産収入	214,500	△115,026	99,474
	1 財産売払収入	214,500	△115,026	99,474
	1 不動産売払収入	214,500	△115,026	99,474

3	繰入金	71,320	65,757	137,077
	1 他会計繰入金	71,320	65,757	137,077
	1 一般会計繰入金	71,320	65,757	137,077

4	繰越金	40,000	34,988	74,988
	1 繰越金	40,000	34,988	74,988
	1 繰越金	40,000	34,988	74,988

6	市債	165,700	△52,900	112,800
	1 市債	165,700	△52,900	112,800
	1 土木債	119,700	△6,900	112,800
	2 災害復旧事業債	46,000	△46,000	0

2 財産収入
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 保留地処分収入	△115,026	保留地処分収入	△115,026

1 一般会計繰入金	65,757	一般会計繰入金	65,757

1 繰越金	34,988	前年度繰越金	34,988

1 土地区画整理事業債	△41,400	上阿久津台地土地区画整理事業費	△41,400
2 調整池洪水吐法面復旧事業債	34,500	調整池洪水吐法面復旧事業費	34,500
1 土木施設災害復旧事業債	△46,000	土木施設災害復旧事業費	△46,000

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		土地区画整理事業費	268,847	△67,181	201,666		△41,400	△115,026	89,245
	1	土地区画整理事業費	268,847	△67,181	201,666		△41,400	△115,026	89,245
	2	事業費	230,606	△67,181	163,425		△41,400	△115,026	89,245

2		災害復旧費	46,000	0	46,000		△11,500		11,500
	1	公共土木施設災害復旧費	46,000	0	46,000		△11,500		11,500
	1	土木施設災害復旧費	46,000	0	46,000		△11,500		11,500

1 土地区画整理事業費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
15 工事請負費	△67,181	○上阿久津台地土地区画整理事業 工事請負費 △67,181 △67,181

		(財源更正)

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
上阿久津台地土地区画整 理事業費	1,964,058	1,901,046	78,300	153,626	1,825,720
調整池洪水吐法面復旧事 業費	0	0	34,500	0	34,500
土木施設災害復旧事業費	0	0	0	0	0
合 計	1,964,058	1,901,046	112,800	153,626	1,860,220

議案第 9 号

平成 30 年度さくら市公共下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)

平成 30 年度さくら市の公共下水道事業特別会計の補正予算 (第 2 号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,090 万 9 千
円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 6,027 万 8
千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 213 条第 1 項の規定に
より翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰
越明許費」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 31 年 2 月 21 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 分 担 金 及 び 負 担 金	1 負 担 金
3 国 庫 支 出 金	1 国 庫 補 助 金
4 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金
5 繰 越 金	1 繰 越 金
6 市 債	1 市 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
23,820	1,331	25,151
23,820	1,331	25,151
296,650	△8,536	288,114
296,650	△8,536	288,114
552,681	△119,138	433,543
552,681	△119,138	433,543
40,000	93,534	133,534
40,000	93,534	133,534
305,000	△8,100	296,900
305,000	△8,100	296,900
1,501,187	△40,909	1,460,278

歲 出

款	項
1 下 水 道 管 理 費	
	2 施 設 管 理 費
2 下 水 道 建 設 費	
	1 下 水 道 建 設 費
歲 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
400,658	△29,584	371,074
282,214	△29,584	252,630
638,444	△11,325	627,119
638,444	△11,325	627,119
1,501,187	△40,909	1,460,278

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 下水道管理費	2 施設管理費	下水道水処理センター維持管理事業	16,000
1 下水道管理費	2 施設管理費	水処理センター長寿命化事業	5,600
2 下水道建設費	1 下水道建設費	氏家水処理センター増設事業	92,000

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業費	千円 305,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができ	千円 296,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

平成30年度さくら市公共下水道事業特別会計補正予算
(第2号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
1	分担金及び負担金	23,820
3	国庫支出金	296,650
4	繰入金	552,681
5	繰越金	40,000
6	市債	305,000
	歳入合計	1,501,187

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
1,331	25,151	
△8,536	288,114	
△119,138	433,543	
93,534	133,534	
△8,100	296,900	
△40,909	1,460,278	

歳出

款		補正前の額	補正額
1 下	水道管理費	400,658	△29,584
2 下	水道建設費	638,444	△11,325
歳出合計		1,501,187	△40,909

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
371,074	△5,238	△3,900	△20,000	△446	
627,119	△3,298	△4,200	1,331	△5,158	
1,460,278	△8,536	△8,100	△18,669	△5,604	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	分担金及び負担金	23,820	1,331	25,151
	1 負担金	23,820	1,331	25,151
	1 下水道負担金	23,820	1,331	25,151

3	国庫支出金	296,650	△8,536	288,114
	1 国庫補助金	296,650	△8,536	288,114
	1 下水道事業費国庫補助金	296,650	△8,536	288,114

4	繰入金	552,681	△119,138	433,543
	1 一般会計繰入金	552,681	△119,138	433,543
	1 一般会計繰入金	552,681	△119,138	433,543

5	繰越金	40,000	93,534	133,534
	1 繰越金	40,000	93,534	133,534
	1 繰越金	40,000	93,534	133,534

6	市債	305,000	△8,100	296,900
	1 市債	305,000	△8,100	296,900
	1 土木債	305,000	△8,100	296,900

1 分担金及び負担金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 受益者負担金	1,331	現年分	1,331
1 下水道事業費補助金	△8,536	公共下水道事業費（社会資本整備）	△8,536
1 一般会計繰入金	△119,138	一般会計繰入金	△119,138
1 繰越金	93,534	前年度繰越金	93,534
1 公共下水道事業債	△8,100	公共下水道事業費	△8,100

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		下水道管理費	400,658	△29,584	371,074	△5,238	△3,900	△20,000	△446
	2	施設管理費	282,214	△29,584	252,630	△5,238	△3,900	△20,000	△446
		1 施設管理費	282,214	△29,584	252,630	△5,238	△3,900	△20,000	△446

2		下水道建設費	638,444	△11,325	627,119	△3,298	△4,200	1,331	△5,158
	1	下水道建設費	638,444	△11,325	627,119	△3,298	△4,200	1,331	△5,158
		1 下水道建設費	638,444	△11,325	627,119	△3,298	△4,200	1,331	△5,158

1 下水道管理費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 委託料	△29,584	○下水道水処理センター維持管理事業 業務委託料 △20,000 ○水処理センター長寿命化事業 業務委託料 △9,584

13 委託料	△9,326	○特定環境保全管渠築造事業 工事請負費 △1,891
15 工事請負費	△1,999	○喜連川地区管渠築造事業 工事請負費 △108 ○氏家水処理センター増設事業 業務委託料 △9,326

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
公共下水道事業費	5,966,842	5,815,887	296,900	351,558	5,761,229
公共下水道施設災害復旧 事業費	632	507	0	125	382
合 計	5,967,474	5,816,394	296,900	351,683	5,761,611

議案第 10 号

平成 30 年度さくら市農業集落排水事業特別会計補正予算

(第 1 号)

平成 30 年度さくら市の農業集落排水事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

平成 31 年 2 月 21 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 予 算 補 正

歳 入

款		項
3 繰 入 金		
		1 他 会 計 繰 入 金
4 繰 越 金		
		1 繰 越 金
歳 入		合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
38,882	△5,722	33,160
38,882	△5,722	33,160
1,000	5,722	6,722
1,000	5,722	6,722
52,310	0	52,310

平成30年度さくら市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳入補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款			補正前の額
3 繰	入	金	38,882
4 繰	越	金	1,000
歳入合計			52,310

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
△5,722	33,160	
5,722	6,722	
0	52,310	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	繰入金	38,882	△5,722	33,160
	1 他会計繰入金	38,882	△5,722	33,160
	1 一般会計繰入金	38,882	△5,722	33,160

4	繰越金	1,000	5,722	6,722
	1 繰越金	1,000	5,722	6,722
	1 繰越金	1,000	5,722	6,722

3 繰入金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	△5,722	一般会計繰入金 △5,722

1 繰越金	5,722	前年度繰越金 5,722

議案第 11 号

平成 30 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算
(第 2 号)

平成 30 年度さくら市の国民健康保険特別会計の補正予算 (第 2 号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 6,210 万 4
千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46 億 7,407 万
3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 2 月 21 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
11 繰 入 金		
		1 他 会 計 繰 入 金
12 繰 越 金		
		1 繰 越 金
歳 入		合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
259,486	△9,715	249,771
259,485	△9,715	249,770
3,501	471,819	475,320
3,501	471,819	475,320
4,211,969	462,104	4,674,073

歳 出

款		項
2 保 險 給 付 費		1 療 養 諸 費
		2 高 額 療 養 費
8 基 金 積 立 金		
		1 基 金 積 立 金
10 諸 支 出 金		
		1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
歳 出		合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,938,174	102,530	3,040,704
2,564,983	56,111	2,621,094
352,517	46,419	398,936
17,152	299,732	316,884
17,152	299,732	316,884
11,280	59,842	71,122
11,280	59,842	71,122
4,211,969	462,104	4,674,073

平成30年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算
(第2号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款			補正前の額
11 繰	入	金	259,486
12 繰	越	金	3,501
歳入合計			4,211,969

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
△9,715	249,771	
471,819	475,320	
462,104	4,674,073	

歳出

款	補正前の額	補正額
2 保 険 給 付 費	2,938,174	102,530
8 基 金 積 立 金	17,152	299,732
10 諸 支 出 金	11,280	59,842
歳 出 合 計	4,211,969	462,104

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
3,040,704				102,530	
316,884				299,732	
71,122			△2,201	62,043	
4,674,073			△2,201	464,305	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
11	繰入金	259,486	△9,715	249,771
	1 他会計繰入金	259,485	△9,715	249,770
	1 一般会計繰入金	259,485	△9,715	249,770

12	繰越金	3,501	471,819	475,320
	1 繰越金	3,501	471,819	475,320
	1 その他繰越金	3,501	471,819	475,320

11 繰入金
(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 保険基盤安定繰入金	△7,369	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	△1,759 △5,610
3 財政安定化支援事業繰入金	△1,652	財政安定化支援事業繰入金	△1,652
4 その他繰入金	△694	療養給付費負担金減額分繰入金	△694

1 繰越金	471,819	前年度繰越金	471,819

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	保険給付費	2,938,174	102,530	3,040,704				102,530	
	1 療養諸費	療養諸費	2,564,983	56,111	2,621,094				56,111
		1 一般被保険者療養給付費	2,503,927	50,847	2,554,774				50,847
		2 退職被保険者等療養給付費	28,093	2,810	30,903				2,810
		3 一般被保険者療養費	24,539	2,454	26,993				2,454
		2 高額療養費	352,517	46,419	398,936				46,419
	1 一般被保険者高額療養費	347,832	45,219	393,051				45,219	
	2 退職被保険者等高額療養費	4,475	1,200	5,675				1,200	

8	基金積立金	17,152	299,732	316,884				299,732
	1 基金積立金	17,152	299,732	316,884				299,732
	1 財政調整基金積立金	17,152	299,732	316,884				299,732

10	諸支出金	11,280	59,842	71,122			△2,201	62,043	
	1 償還金及び還付加算金	償還金及び還付加算金	11,280	59,842	71,122			△2,201	62,043
		3 療養給付費負担金返還金	1,000	62,043	63,043				62,043
		7 保険給付費等交付金返還金	2,201	△2,201	0			△2,201	

2 保険給付費
(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
19 負担金、補助 及び交付金	50,847	○一般被保険者療養給付費 負担金	50,847 50,847
19 負担金、補助 及び交付金	2,810	○退職被保険者療養給付費 負担金	2,810 2,810
19 負担金、補助 及び交付金	2,454	○一般被保険者療養費 負担金	2,454 2,454
19 負担金、補助 及び交付金	45,219	○一般被保険者高額療養費 負担金	45,219 45,219
19 負担金、補助 及び交付金	1,200	○退職被保険者高額療養費 負担金	1,200 1,200
25 積 立 金	299,732	○国民健康保険財政調整基金積立金 基金積立金	299,732 299,732
23 償還金、利子 及び割引料	62,043	○療養給付費等負担金返還金 償還金	62,043 62,043
23 償還金、利子 及び割引料	△2,201	○県保険給付費等交付金返還金 償還金	△2,201 △2,201

議案第 12 号

平成 30 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第 1 号)

平成 30 年度さくら市の後期高齢者医療特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 422 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2,331 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 2 月 21 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
4 繰 越 金	1 繰 越 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1	4,222	4,223
1	4,222	4,223
419,092	4,222	423,314

歲 出

款	項
4 諸 支 出 金	2 繰 出 金
歲 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
561	4,222	4,783
1	4,222	4,223
419,092	4,222	423,314

平成30年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額
4 繰越金	1
歳入合計	419,092

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
4,222	4,223	
4,222	423,314	

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
4 諸 支 出 金	561	4,222
歳 出 合 計	419,092	4,222

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
4,783				4,222	
423,314				4,222	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		繰越金	1	4,222	4,223
	1	繰越金	1	4,222	4,223
		1 繰越金	1	4,222	4,223

4 繰越金
(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 繰越金	4,222	前年度繰越金	4,222

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4		諸支出金	561	4,222	4,783				4,222
	2	繰出金	1	4,222	4,223				4,222
		1 他会計繰出金	1	4,222	4,223				4,222

4 諸支出金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
28 繰出金	4,222	○他会計繰出金 4,222 他会計繰出金 4,222

議案第 13 号

平成 30 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 30 年度さくら市の介護保険特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 9,126 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33 億 867 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 2 月 21 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
3 国 庫 支 出 金	
	2 国 庫 補 助 金
6 財 産 収 入	
	1 財 産 運 用 収 入
9 繰 越 金	
	1 繰 越 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
696,390	3,788	700,178
175,435	3,788	179,223
1	15	16
1	15	16
13,588	187,465	201,053
13,588	187,465	201,053
3,117,405	191,268	3,308,673

歳 出

款	項
5 基 金 積 立 金	1 基 金 積 立 金
6 諸 支 出 金	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
69,554	119,231	188,785
69,554	119,231	188,785
11,173	72,037	83,210
11,173	72,037	83,210
3,117,405	191,268	3,308,673

平成30年度さくら市介護保険特別会計補正予算
(第3号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款					補正前の額	
3	国	庫	支	出	金	696,390
6	財	産	収		入	1
9	繰		越		金	13,588
		歳	入	合	計	3,117,405

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
3,788	700,178	
15	16	
187,465	201,053	
191,268	3,308,673	

歳出

款		補正前の額	補正額
5	基金積立金	69,554	119,231
6	諸支出金	11,173	72,037
歳出合計		3,117,405	191,268

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
188,785	3,788			115,443	
83,210				72,037	
3,308,673	3,788			187,480	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	696,390	3,788	700,178
	2 国庫補助金	175,435	3,788	179,223
	7 保険者機能強化推進交付金	0	3,788	3,788
6	財産収入	1	15	16
	1 財産運用収入	1	15	16
	1 利子及び配当金	1	15	16
9	繰越金	13,588	187,465	201,053
	1 繰越金	13,588	187,465	201,053
	1 繰越金	13,588	187,465	201,053

3 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年分	3,788	保険者機能強化推進交付金 3,788

1 利子及び配当金	15	介護給付費準備基金利子 15

1 繰越金	187,465	前年度繰越金 187,465

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5	基金積立金	69,554	119,231	188,785	3,788			115,443
	1 基金積立金	69,554	119,231	188,785	3,788			115,443
	1 介護給付費 準備基金積 立金	69,554	119,231	188,785	3,788			115,443

6	諸支出金	11,173	72,037	83,210				72,037
	1 償還金及び 還付加算金	11,173	72,037	83,210				72,037
	2 介護給付費 返還金	10,628	72,037	82,665				72,037

5 基金積立金
(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
25 積 立 金	119,231	○基金積立金 基金積立金	119,231 119,231

23 償還金、利子 及び割引料	45,089	○介護給付費等返還金 償還金	72,037 45,089
28 繰 出 金	26,948	他会計繰出金	26,948

